

る者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十七条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、内容その他の必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、居宅支給決定保護者から指定居宅介護を提供したことについての確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十九条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する利用者等に対して金銭の支払を求める能够性があるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について明らかにするとともに、居宅支給決定保護者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

(利用者負担額等の受領)

第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、居宅支給決定保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、居宅支給決定保護者から法第二十一条の十第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、居宅支給決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を居宅支給決定保護者から受けることができる。

- 4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、居宅支給決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、居宅支給決定保護者の同意を得なければならない。

(居宅生活支援費の額に係る通知等)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、市町村から指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、第二十条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を居宅支給決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第二十二条 指定居宅介護は、障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十三条 指定居宅介護事業所の従業者（以下この節において「従業者」という。）の行う指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、障害児が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とした、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給決

定保護者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(居宅介護計画の作成)

第二十四条 サービス提供責任者(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、障害児及び居宅支給決定保護者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際には、居宅支給決定保護者又はその家族にその内容を説明しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十五条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である障害児に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第二十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている居宅支給決定保護者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第二十七条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十八条 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第二十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第三十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容及び居宅支給決定保護者から受領する費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第三十条 指定居宅介護事業者（指定居宅介護のうち専ら外出時における移動の介護の提供を行う者を除く。）は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏することがあつてはならない。

(勤務体制の確保等)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、障害児に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十二条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第三十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十四条 指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅支援事業者等に対して、障害児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により居宅支給決定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第三十五条 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)

第三十六条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する居宅支給決定保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第二十一条の十五の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う

調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、障害児に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、障害児に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、障害児に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

第五節 基準該当居宅支援に関する基準

(従業者の員数)

第四十条 基準該当居宅支援に該当する児童居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

2 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものにおいて基準

該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業所にあっては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

- 3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第四十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第四十二条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十三条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である障害児に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 居宅支給決定保護者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
 - 二 当該居宅介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
 - 三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合
-
- 2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書きの規定に基づき、従業者にその同居の家族である障害児に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、居宅支給決定保護者の意向や当該障害児に係る次条において準用する第二十四条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十四条 第1節及び第4節(第二十一条第一項、第二十五条及び第三十条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは、「第四十条第三項」と読み替えるものとする。」

第三章 指定児童デイサービス

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十五条 指定居宅支援に該当する児童デイサービス（以下「指定デイサービス」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十六条 指定デイサービスの事業を行う者（以下「指定デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者のうち指導員又は保育士の員数は、指定デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯）を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる指導員及び保育士の総数が、障害児の数が十五人までは二以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上とする。

2 前項の指定デイサービスの単位は、指定デイサービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

3 第一項の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第四十七条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第四十八条 指定デイサービス事業所は、日常生活訓練室兼社会適応訓練室を有するほ

か、指定デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる日常生活訓練室兼社会適応訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する指定デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第四十九条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービスを提供した際は、居宅支給決定保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定デイサービスを提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、居宅支給決定保護者から法第二十一条の十第二項に規定する額の支払を受けるものとする。
- 3 指定デイサービス事業者は前二項の支払を受ける額のほか、デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その居宅支給決定保護者に負担させることが適當と認められるものの支払いを利用者から受けることができる。
- 4 指定デイサービス事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を居宅支給決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定デイサービス事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、居宅支給決定保護者の同意を得なければならない。

(指定デイサービスの基本取扱方針)

第五十条 指定デイサービス事業所の従業者（以下「この節において従業者という。）の行う指定デイサービスは、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、適切に行わなければならない。

2 指定デイサービス事業者は、その提供する指定デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定デイサービスの具体的取扱方針)

第五十一条 指定デイサービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定デイサービスの提供に当たっては、次条第一項に規定するデイサービス計画に基づき、障害児の日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切にサービスの提供を行う。

二 従業者は、指定デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定デイサービスの提供に当たっては、援助技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行う。

四 指定デイサービスは、常に障害児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害児の障害の特性に応じた指定デイサービスの提供ができる体制を整える。

(デイサービス計画の作成)

第五十二条 指定デイサービス事業所の管理者は、障害児の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常生活における基本的な動作の習得等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成しなければならない。

2 指定デイサービス事業所の管理者は、それぞれの障害児に応じたデイサービス計画を作成し、居宅支給決定保護者に対し、その内容等について説明しなければならない。

3 指定デイサービス従業者は、それぞれの障害児について、デイサービス計画に従つたサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(管理者の責務)

第五十三条 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者の管理、指定デイサービスの

利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第五十四条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定デイサービスの利用定員
- 五 指定デイサービスの内容及び居宅支給決定保護者から受領する費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十五条 指定デイサービス事業者は、障害児に対し適切な指定デイサービスを提供できるよう、指定デイサービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、当該指定デイサービス事業所の従業者によって指定デイサービスを提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十六条 指定デイサービス事業者は、利用定員（指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。）を超えて指定デイサービスの提供を行ってはならない。

(非常災害対策)

第五十七条 指定デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第五十八条 指定デイサービス事業者は、障害児の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第五十九条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条及び第三十三条から第三十九条までの規定は、指定デイサービスの事業について準用する。

第五節 基準該当居宅支援に関する基準

(従業者の員数等)

第六十条 基準該当居宅支援に該当する児童デイサービス（以下「基準該当デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者のうち指導員及び保育士の員数は、基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる指導員及び保育士の総数が、障害児の数が十五人までは二以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上とする。

2 前項の基準該当デイサービスの単位は、基準該当デイサービスであってその提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第六十一条 基準該当デイサービス事業者は、基準該当デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当デイサービス事業所の他の職務に従

事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第六十二条 基準該当デイサービス事業所には、日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第六十三条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条第二項、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで及び第四節（第五十九条において準用する第二十一条第一項を除く。）の規定は、基準該当デイサービスの事業について準用する。